

| 令和8年度GX戦略地域制度におけるコンビナート等再生に向けた事業化促進事業（コンビナート等再生Pre-FEED補助金）よくある質問（2026年5月21日更新版） | | | | |
|--|------|-------------------|--|---|
| # | 該当書類 | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
| 1 | 公募要領 | 補助金を申請される事業者の皆さまへ | 何を以て間接補助事業が終了したと判断されるのでしょうか。 | 基本・詳細設計や事業採算性評価等が完了し、それらの経費が全て支払われた時点で、間接補助事業が終了したと判断します（間接補助事業の終了日）。 |
| 2 | 公募要領 | 1. 間接補助事業の概要 | どのような事業者が本間接補助事業に申請可能ですか。 | 公募要領「2.1. 補助対象者」に記載の要件を満たす企業になります。 |
| 3 | 公募要領 | 2.1. 補助対象者 | 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していれば、外資系の企業であっても補助対象者となりますか。 | 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していれば、補助対象者になり得ます。 |
| 4 | 公募要領 | 2.1. 補助対象者 | 日本国内において登記された法人であり、補助事業の実施場所を海外とする場合、補助対象者となりますか。 | 日本国内で実施される事業を対象しているため、補助対象者にはなりません。 |
| 5 | 公募要領 | 2.1. 補助対象者 | 会社法第二条一で規定される法人以外が応募申請することはできますか。 | 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学法人など、法人格を有していれば申請は可能です。 |
| 6 | 公募要領 | 2.1. 補助対象者 | 直近の決算において、債務超過となった場合でも申請できますか。 | 可能です。但し、本間接補助事業における事業者の範囲として、公募要領「2.1. 補助対象者」に記載の要件に示す「提案事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。」に該当することを示していただく必要があります。 |
| 7 | 公募要領 | 3. 補助対象となる事業 | 間接補助事業は「Pre-FEED及びFEED初期段階」が対象と記載されていますが、具体的にどのような事業が対象となりますか。 | 有望地域における投資の意思決定、オフテイク確保及びその後の拠点形成につながる、基本・詳細設計と必要費用試算や、事業収益性評価と事業計画策定等を行う事業が対象となります。ただし、一般的にPre-FEEDの前段階として行い、事業の組成段階で事業化の可能性を調査するFS（Feasibility Study）も本間接補助事業の対象として含めます。 |
| 8 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 燃料転換と製造プロセス転換など、4つの類型（燃料転換/製造プロセス転換/GX製品の製造・研究開発/共用設備・施設の稼働）のうち複数の案件に同時に応募することは可能ですか。 | 複数種類の申請も可能です。その場合、1事業ごと（1類型ごと）に申請書をご提出ください。また、複数種類の申請を検討されている場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。 |
| 9 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 公募要領において、燃料転換の要件として、「間接補助事業年度終了後、10～15年度（申請者が設定したカーボンニュートラル移行期の終点）後を目途に直接排出（Scope1）でCO2排出削減を達成できると見込まれること。」とあるが、何%以上などの指定はありますか。 | 具体的なCO2排出削減率等の指定はありませんが、提案事業の実施にあたりCO2排出削減が見込まれること及び算定したCO2排出削減率の根拠が必要となります。 |
| 10 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 公募要領の表2における自家発電設備の説明欄に「自家発電設備において、電力会社への売電目的の場合は対象外とする。」とあるが、自家消費しきれない電力を電力会社ではなく他社に売電している場合は補助対象となりますか。 | 本補助金の目的は、現実的なカーボンニュートラルに向けた取組を推進することを通じて、産業競争力を強化することであり、自家発電設備の活用先として基本的に自家消費を想定しております。そのため、Pre-FEED又はFEED初期段階で予め余剰電力が発生することが見込まれる計画となっている場合は、その発生量や活用方法（活用先）についても審査で評価されることとなります。 |
| 11 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 公募要領の表3には、「今後、低炭素水素等が調達可能な環境になった場合に、低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備とすること。」と記載があるが、調達可能な環境にならない場合に事業者側にペナルティなどはありますか。 | 将来的に何らかの外部環境要因によって低炭素水素等の調達がそもそも困難な状況に陥った場合は事業者側にペナルティは課されませんが、応募時点で低炭素水素等の利用を想定しない申請は対象外となります。 |
| 12 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 公募要領の表3における「低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備」とは、具体的にどのような設備を指しますか。 | 例えばLNG、低炭素水素等のいずれにも対応できる燃焼器等が想定されますが、具体的な設備の範囲については、経済合理性等を踏まえて各事業者にて判断の上、決定してください。 |
| 13 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 現状、所有する自家発電設備から、補助対象の用途と補助対象外の用途と2種類の異なる用途の設備へ電気を供給しています。この自家発電設備において燃料転換を検討する場合、補助対象とする経費については按分等が必要でしょうか。 | 本間接補助事業は、化学、紙パルプ、セメント等のCO2排出削減効果等の要件を満たす自家発電設備等の燃料転換や製造プロセス転換に伴う投資に向けた基本・詳細設計、事業収益性評価等に必要経費の一部を補助するものです。これらの補助対象の用途と補助対象外の用途が併存する事業の場合でも、按分等は必要ありません。 |
| 14 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 共同火力発電設備等の燃料転換を検討しているが、表2に記載されている「補助対象業種による負担とみなされる部分」は何を基に算出すればよいでしょうか。 | 燃料転換後の供給計画（設備が安定稼働している状態）における供給量想定ベースで算出ください。詳細な算出方法は個別にご相談ください。 |
| 15 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | エチレン製造設備にも、発電能力等の設備固有の要件はありますか。 | エチレン製造設備においては、公募要領の表2に記載されている「ナフサ等を熱分解し基礎化学品を精製する設備であること。」以外に設備固有の要件はありません。 |
| 16 | 公募要領 | 3.1. 間接補助事業の要件 | 工業炉にも、発電能力等の設備固有の要件はありますか。 | 工業炉においては、公募要領の表2に記載されている「設備投資が必要となる工業炉であること。」以外に設備固有の要件はありません。 |
| 17 | 公募要領 | 3.2. 申請単位 | 共同申請者数に上限はありますか。 | 特段の上限はありません。なお、株式会社について、共同実施者は選定地方公共団体を含め4社まで記入することが可能です。4社を超える場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。 |
| 18 | 公募要領 | 3.2. 申請単位 | JV（ジョイントベンチャー）やSPC（特定目的会社）を組成して応募申請することは想定されていますでしょうか。 | 公募要領に記載された各種要件を満たし、公募要領「3.2. 申請単位」に記載された共同申請が認められる場合においては、JV、SPCが幹事会社となり、JV、SPCの構成企業が共同申請者となって応募申請することも妨げません。 |
| 19 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 契約、発注等はいつから可能ですか。 | 補助対象経費に係る発注（契約）は必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は補助対象となりません。ただし、本間接補助事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領「5.8.1. 事前着手届出の受付期間」、「5.8.2. 届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.8.4. 事前着手の受理の通知等」の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がございます。詳しくは公募要領の該当箇所をご参照ください。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（相見積りなど）が行われていないと補助対象経費となりません。また、事前着手の承認は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 |
| 20 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますか。 | 事前着手届出が受理された場合を除き、交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は補助対象となりません。 |
| 21 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 想定する補助対象経費は国内拠点・国内利用ですが、経費の支払先の会社は海外の場合、補助対象となりますか。 | 対象となり得ます。 |
| 22 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 1企業あたりの補助金の上限額はありますか。 | 特段の上限額は設定しておりませんが、全体の予算、採択件数等を総合的に勘案して決定いたします。 |
| 23 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 1企業あたりの補助金の下限額はありますか。 | 特段の下限額は設定しておりません。 |
| 24 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 土地やオフィス用建物の取得費は補助対象となりますか。 | 補助対象となりません。今回の補助対象経費は公募要領「3.3. 補助対象経費」に記載のとおり、「人件費」、「委託・外注費」、「その他（間接補助事業の実施に必要な備品に係る経費）」のみです。 |
| 25 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 旅費・交通費は補助対象となりますか。 | 補助対象となりません。 |
| 26 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | アセスメントに係る費用は補助対象となりますか。 | 公募要領「3.3. 補助対象経費」に記載の「人件費」、「委託・外注費」、「その他（間接補助事業の実施に必要な備品に係る経費）」に該当する場合は補助対象となります。なお、公租公課に該当する公的機関への申請費用は補助対象となりません。 |
| 27 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 「その他」費用にはどのようなものが対象になるのですか。 | 間接補助事業の実施に必要な備品・消耗品に係る経費が含まれます。小規模の設備・機器を購入して実験する際の購入費など、Pre-FEED及びFEED初期段階における基本・詳細設計や事業収益性評価等に必要備品・消耗品が対象となります。判断に迷う場合は事務局にご相談ください。なお、「資産」として貸借対照表に計上するものについては補助対象外です。 |
| 28 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 「Pre-FEED及びFEED初期※1に該当せず、固定資産取得を含むFEEDに該当する業務又はこれと同等の詳細度を有する設計業務に係る経費」に該当する業務の成果物として、具体的に何が含まれますか。 ※1FEED初期には、固定資産取得を含めない。 | 補助対象となる成果物の例として、「ブロックフロー図（BFD）」、「概略プロセスフロー図（PFD）」、「概略配置図（Plot Plan）」、「単線結線図その他これに準ずる概略図」、「CAPEX/OPEX概算見積」、「リスクレジスタ（主要リスクと対策方針）」、「許認可・環境社会影響のスクーピング、ステークホルダーマップ」が挙げられます。一方、補助対象とならない成果物の例として、「P&ID（配管計装図）」、「配管アインメ図、詳細レイアウト図」、「施工図その他施工に使用可能な図面」が挙げられます。 |
| 29 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 補助率が「以内」となっているのはどういうことでしょうか。 | 補助率については、審査の結果、交付申請額を下回る可能性がありますのでご了承ください。 |
| 30 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 補助対象経費が「真に必要な適切」とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。 | 当該補助対象経費が、間接補助事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることをもって判断いたします。 |
| 31 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 「申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となる。」と記載がありますが、利益排除の算出方法および提出する証拠(直近年度の決算書等)の指定はありますか。また、上記以外の申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等)への発注は同様に利益排除の対象、元来「補助対象経費」となりますか。 | 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者へ発注する経費については、利益を排除した金額で計上されている必要があります。算出方法、提出する証拠の指定はありませんが、原価であることが客観的かつ合理的に分かる資料が必要となります。また、共同申請者でない場合、同一資本関係にある法人や申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等やグループ会社等)への発注は補助対象となり得ます。しかし、その際、関連会社との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません(3者見積りや、1者のみである理由の説明が必要)。なお、利益排除の対象とはなりません。 |
| 32 | 公募要領 | 3.3. 補助対象経費 | 補助対象とならない費用（補助対象外経費）はどのようなものがありますか。 | 公募要領「3.3. 補助対象経費」P19に記載の補助対象外経費をご参照ください。 |
| 33 | 公募要領 | 3.6. その他 | 補助金の支払いはいつになるのでしょうか。 | 原則、間接補助事業終了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算となります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。また、特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります（概算払）。 |
| 34 | 公募要領 | 3.6. その他 | 別の補助金・助成事業との併用は可能ですか。 | 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が他の補助金を受けることは可能です。ただし、同一の経費に対して国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した支援を受けることはできません。他の制度との併用・併用について疑問等がございましたら、事前に事務局にご相談ください。 |
| 35 | 公募要領 | 3.6. その他 | 発注を行うにあたって、3者見積りは必須ですか。 | 必須です。ただし、相見積りが困難である場合は、取得した見積りに加えて、選定理由書を提出いただくことで代替として認められる可能性があります。選定理由書は、「相見積りを取るべきところ、それが不可能であり、随意契約となってしまった理由」について詳細に記載いただく必要があります。 |
| 36 | 公募要領 | 3.6. その他 | 3者見積りの最安値以外の業者に発注は可能ですか。 | 合理的な理由なく、3者見積りの最安値以外の業者に発注した場合、原則として補助対象外となります。なお、過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。 |

| # | 該当書類 | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|----|------|-----------------------|--|--|
| 37 | 公募要領 | 3.6. その他 | 応募申請をするにあたり、精緻な見積を取得したうえで間接補助事業の実施計画を作成しなければならぬのでしょうか。 | 応募申請時においては、これまでの発注実績等に基づく概算見積を基にした計画でも差し支えございません。また、その際、インフレによる影響を加味した金額とすることも妨げません（インフレを加味した金額とすることは可能ですが、「予備費」等の形で全体に一律の割合をかけて予算の枠を確保することはできません）。ただし、②間接補助事業/提案事業の実現性の審査に記載のとおり事業の具体的な内容、規模及び投資額が妥当かについても審査を行いますので、可能な限り計画の精査を行うようお願いいたします。なお、応募申請に関する審査は費用の適切性までは確認せず、採択金額がそのまま交付決定額になるわけではありません。交付申請に対する審査の中で、費用の精査をさせていただきます。 |
| 38 | 公募要領 | 3.6. その他 | 交付申請期限までに全ての3者見積を取得できないのですが、本事業への応募申請はできないのでしょうか。 | 応募申請は可能です。交付申請期限までに3者見積を取得できない場合の対応については、採択後にご案内いたします。 |
| 39 | 公募要領 | 3.6. その他 | 見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいのでしょうか。 | 当該値引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象としたものかを区別して明示してください。 |
| 40 | 公募要領 | 3.6. その他 | 応募申請の段階で発注先を明示する必要はありますか。 | 必ずしも明示する必要はありません。 |
| 41 | 公募要領 | 4.1. 間接補助事業者の義務等 | 間接補助事業に変更等が生じた場合の申請方法を教えてください。 | 必ず事前に計画変更の申請を行っていただき、承認を受ける必要があります。計画変更を行う可能性が生じた場合は、速やかに事務局までご相談ください。 |
| 42 | 公募要領 | 4.1. 間接補助事業者の義務等 | 補助金受給後に会社が廃業（または解散）する場合、補助金は返還しなければならないのですか。 | 間接補助事業を他社に承継するなど事業が存続する場合には、必ずしも補助金の返還義務は生じません。間接補助事業を継続できない場合には、補助金の返還が発生する場合があります。会社の廃業（または解散）を行う可能性が生じた場合には、速やかに事務局までご相談ください。 |
| 43 | 公募要領 | 4.1. 間接補助事業者の義務等 | 「交付年度中の進捗状況の報告」とはどのようなものですか。 | 採択者に対して、詳細決定後に改めてご案内させていただきます。 |
| 44 | 公募要領 | 4.1. 間接補助事業者の義務等 | 間接補助事業により基本・詳細設計、事業収益性評価等を行い、収益を得られた場合における、収益納付の取り扱いについて教えてください。 | 現時点では、Pre-FEED及びFEED初期段階での申請となるため、即時の収益化を想定しておりませんが、FEED及びFIDを順調に終えて、商業化した際に収益を得られた場合であっても収益納付は求めません。仮に、間接補助企業期間中に収益が発生する場合は、事前に事務局までご連絡ください。 |
| 45 | 公募要領 | 4.1. 間接補助事業者の義務等 | 機密情報の流出・漏えい事故が生じた場合はどうすればよいですか。 | 間接補助事業者は、機密情報の流出・漏えい事故が生じた場合、経済産業省に速やかに相談し、必要に応じて事案の概要等について報告してください。 |
| 46 | 公募要領 | 5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール | 交付申請から交付決定までどれくらいの時間がかかりますか。 | 応募申請者の個別事情によって変動するため、回答出来ません。 |
| 47 | 公募要領 | 5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール | 採択決定後に辞退をすることは可能でしょうか。 | 採択決定後に辞退される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。 |
| 48 | 公募要領 | 5.2. 応募申請の受付期間 | 公募締切後、審査期間中における応募申請内容の変更は可能でしょうか。 | 応募申請後の内容変更はできません。 |
| 49 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | 申請書類の提出は、Jグランツに限りませんか。 | Jグランツでの応募申請のみを受け付けます。FAX及び電子メール、持込、郵送による提出は受け付けません。ただし、Jグランツには添付できるファイルサイズに制限がございますため、提出する応募申請書類のファイルサイズによりJグランツへの添付ができない場合は、事務局までお問合せください。ただし、この場合も提出期限の延長は行いませんので、必ず余裕を持って対応いただきますよう、お願いいたします。 |
| 50 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | Jグランツの操作方法について教えてください。 | 詳細は、Jグランツのポータルサイトをご参照ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/ |
| 51 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | Jグランツのアカウント作成が間に合わなかった場合はどうすればよいのでしょうか。 | 理由を問わず、公募締切後の応募申請はできません。特にGビズIDの取得には2-3週間を要する場合がありますので、余裕をもって申請ください。 |
| 52 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | 申請に必要なGビズIDは、どのように取得すればよいのでしょうか。 | 以下のURLから、アカウントを申請ください。登録まで2-3週間程度を要する場合がありますので、ご注意ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/ |
| 53 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | GビズIDはどのアカウントエントリー/プライム/メンバー等を取ればよいのでしょうか。 | Jグランツをご利用いただく場合、GビズIDでは、「GビズIDプライムアカウント」が必須となります。仮に「GビズIDメンバーアカウント」を選択した場合、プライムアカウントからの権限付与が必要です。 |
| 54 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | GビズIDは取得にどの位の期間がかかるのでしょうか。 | 2-3週間程かかる場合もございますので、余裕をもってご準備ください。 |
| 55 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | 申請書類のアップロードに容量制限はありますか。 | 1ファイル当たり30MBまでとなっております。 |
| 56 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | 申請の取り下げを行いたいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。 | 提出する応募申請書類のファイルサイズによりJグランツへの添付ができない場合は、事務局までお問合せください。 |
| 57 | 公募要領 | 5.3. 提出方法・提出先 | Jグランツで申請の提出が完了できているのか確認する方法はありますか。 | 応募申請の取り下げをご希望される場合、速やかに事務局までお問合せください。 |
| 58 | 公募要領 | 5.4. 提出書類 | 応募申請書類提出後～交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に手続きが必要でしょうか。 | 事前に事務局までご連絡ください。 |
| 59 | 公募要領 | 5.4. 提出書類 | 共同申請者となる選定地方公共団体が記入/提出すべき様式を教えてください。 | 共同申請者となる選定地方公共団体は様式第1の共同申請者1の欄に代表者・担当者の情報を記載ください。また、様式5「選定地方公共団体推薦状」を記載し、幹事会社経由で提出してください。詳細は、「【コンビナート等再生Pre-FEED補助金】提出書類一覧チェックシート」に記載しておりますので、適宜ご参照ください。 |
| 60 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 審査基準はどのようになっているのでしょうか。 | 配点を含む審査基準については、お答えできません。 |
| 61 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 審査は何点満点での評価でしょうか。また、各項目何点でしょうか。 | 配点を含む審査基準については、お答えできません。 |
| 62 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 面接審査ではどのような点を審査されるのでしょうか。 | 採択審査は提出書類に基づく書面審査により実施し、必要に応じて面接審査を実施する場合があります。面接審査を実施する場合は公募要領「5.5.1. 主な審査内容」に該当する内容を確認するために実施します。なお、面接審査には、幹事会社の代表権を有する者の参加を検討しており、共同申請者の代表権を有する者の参加は任意としています。 |
| 63 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 審査項目「③産業競争力強化への貢献に関する審査 イ. 技術的革新性（i）提案事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であり、代替困難性・先行者優位性等により市場を形成・拡大しうるか」とは具体的にどのようなことでしょうか。 | 日本国内において当該技術を用いた製品等を販売目的で生産、使用する設備・施設が限定的であることを想定しております。なお、申請時には、「提案事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であり、代替困難性・先行者優位性等により市場を形成・拡大し得る」と考えた根拠をご説明ください。 |
| 64 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 賃上げ計画の表明はいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。 | 「従業員の賃金引上げ計画の表明」に関して、応募申請時に賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要です。応募申請書類において⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイを記載したうえで、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行いません。 |
| 65 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 賃上げ計画の表明をした場合、賃上げ計画はいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。 | 賃上げ計画の表明をした場合、策定した賃金引上げ計画目標が申請年度終了時点で達成できなかった場合（事務局へ期間内に報告をしなかった場合も含む）は、補助金の返還を求める場合があります。 |
| 66 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 従業員または従業員代表者に対して賃上げ計画の表明を行う際、賃上げの実施に際して経営指標等の条件を付すことは可能でしょうか。 | 賃上げ計画の表明時において、経営指標等の条件を付している場合には、実施するか否かが不明瞭であるため、「⑤人材確保に向けた取組に関する審査 ア.人材確保に向けた取組（加点項目）」は満たしますが、「同⑤イ.従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）」は満たしません。なお、「同⑤イ.従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）」については加点項目であるため、これを満たさない場合でも応募申請は可能です。 |
| 67 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 賃上げ計画の表明とは、HP掲載等により社外にも公表する必要があるのでしょうか。 | 社外への公表は不要です。社内で従業員に対する賃上げ表明をしていただく必要があります。 |
| 68 | 公募要領 | 5.5. 応募申請の審査 | 既に賃上げを実施している場合はどのように取り扱われるのでしょうか。 | 本暦年/本間接補助事業年度を対象とした賃上げを実施した場合は、従業員の賃上げ計画の表明があったものとして取り扱いたします。 |
| 69 | 公募要領 | 5.6. 審査結果の通知 | 不採択となった場合に、再度応募申請ができる機会はあるのでしょうか。 | 次回以降の公募を実施するかは未定です。 |
| 70 | 公募要領 | 5.6. 審査結果の通知 | 採択となった場合に、次回以降の公募において再度応募申請することが可能でしょうか。 | 次回以降の公募を実施するかは未定です。 |
| 71 | 公募要領 | 5.7. 公開等 | 採択された場合、どのような情報が公表されるのでしょうか。 | 公募の結果に関して、採択者名、事業実施場所、大企業／中小企業等の別、事業内容、事業総額、補助金交付額等について、原則公表を予定しております。 |
| 72 | 公募要領 | 5.8. 事前着手 | 採択の前に契約手続きが必要な場合、どのような対応が必要でしょうか。 | 本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出されます。その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付支払い対象としての間接補助事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則です。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領「5.8.1. 事前着手届出の受付期間」、「5.8.2. 届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.8.4. 事前着手の受理の通知等」の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がございます。詳しくは該当箇所をご参照ください。 |
| 73 | 公募要領 | 5.8. 事前着手 | 事前着手届出を行い、受理されるまでの期間について、発注や契約を行うことができますか。 | 「事前着手開始日として認める日」は、事前着手受理通知の発行日以降の日となり、これより前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象となりません。よって、事前着手届出を行い、受理されるまでの期間に発注した経費については、補助対象となりません。 |
| 74 | 公募要領 | 5.8. 事前着手 | 採択された場合、すぐに間接補助事業を開始して良いのでしょうか。 | 間接補助事業に係る発注等については、採択後に本補助金の交付申請を行っていただき、当該交付決定後に実施していただく必要があります。これに先立つ補助対象経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）や支出等はできません。ただし、上述の通り、事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降であれば発注や支出等を行った場合も補助対象経費として認める場合がございます。 |
| 75 | 公募要領 | 5.8. 事前着手 | 応募申請後に、事前着手届出を行うことはできますか。 | 事前着手届出の受付期間内であれば、事前着手届出を受け付けます。 |
| 76 | 公募要領 | 7. 進捗確認等について | 間接補助事業の進捗確認とはどのようなものなのでしょうか。 | 事務局が間接補助事業の進捗を11月末ごろを目途に確認することを予定していますが、詳細決定後に、採択者に対して改めてご案内させていただきます。 |
| 77 | 公募要領 | 7. 進捗確認等について | 事業に遅れが生じた場合、どのようにすればよいのでしょうか。 | 事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、予定内の期間に基本・詳細設計や事業採算性評価等を完了できない場合、別途、事故報告を行っていただく必要があります。 |
| 78 | 公募要領 | 7. 進捗確認等について | 令和9年2月26日までに基本・詳細設計や事業採算性評価等を完了（間接補助事業を終了）できなかった場合、どのような対応になるのでしょうか。 | 事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は採択審査委員会に準ずる第三者委員会を招集し、審査を行います。第三者委員会では、間接補助事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。結果として補助金の返還を求める場合もありません。 |

| # | 該当書類 | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 79 | 別紙(主に事前着手届出を出される方向け)補助金ルールの基礎説明について | (主に事前着手届出を検討される方向け)補助金ルールの基礎説明について | 特に共同申請での申請の場合、補助金の支払先はどこになるのでしょうか。 | 原則、共同申請の場合、幹事会社が代表して受け取り、その後共同実施者へ支払う運びとなります。 |
| 80 | 公募要領 | 事務局問合せ先 | 電話の相談窓口はありますか。 | お問合せは、問い合わせフォームのみで受け付けております。 |
| 81 | 公募様式第1 | - | 間接補助事業の完了予定日とはいつ時点のことですか。 | 基本・詳細設計や事業採算性評価等が完了し、それらの経費が全て支払われる時点が、「間接補助事業の完了予定日」となります。 |
| 82 | 公募様式第2添付書類 | - | 配置図・設計図の「工場等の配置図」は、工場用地を含めた平面図で良いでしょうか。 | 応募時点で作成されていればご提出ください。また様式に指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく可能性があります。 |
| 83 | 公募様式第2添付書類 | - | 算出根拠資料は見積書で問題ないですか。また、見積書の単位に決まりはありますか。 | 見積書で問題ありません。必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。また、見積書の単位につきましては、応募申請時点では決まりはありません。 |
| 84 | 公募様式第2添付書類 | - | 各書類(履歴事項全部証明書等)は原本の送付が必要ですか。 | 原本の送付は不要です。コピー等をご提出ください。 |
| 85 | 公募様式第2添付書類 | - | 決算報告書は貸借対照表を提出すればよいでしょうか。 | 下記をご提出ください。 直近3年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)(申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」 C 税理士法33条の2に規定する添付書面 D 会社法の規定に基づく会計参与報告書 |
| 86 | 公募様式第2添付書類 | - | 提出書類等チェックシートには、決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を提出するよう記載がありますが、具体的にはどのような書類ですか。 | 財務三表をご提出ください。 |
| 87 | 公募様式第2添付書類 | - | (財務状況を説明する書類がない)事業開始1年以内の企業は応募することはできますか。 | 応募申請することは可能ですが、追加で資料提出を求める可能性があります。 |
| 88 | 公募様式第2添付書類 | - | 経営基盤の健全性の説明に関する補足書類「A公認会計士の監査報告書」は、有価証券報告書の該当部分の提出で問題ないですか。 | 有価証券報告書の該当箇所の提出で問題ありません。 |
| 89 | 公募様式第1・2 | - | 応募申請者の概要が分かるもの(パンフレット、ホームページ等)とは具体的に何を用意すればよいでしょうか。 | 応募申請者の事業概要、出資者、役員の一覧が記載されているものをご提出ください。 |
| 90 | 公募様式第3 | - | CO2排出量の削減効果について、算出結果は第三者認証が必要か。 | 様式第3に記載いただく間接補助事業によるCO2排出削減効果については、第三者検証は必要ございません。ただし、第三者が削減量の算定を再現できるように、導出根拠の導出過程には、エネルギー消費量やそれに対する排出原単位(排出量を示す係数)を基に排出削減量を導出した計算式を、出典には、排出原単位の出典及びデータベース元等を記載してください。また、導出の際に、自社特有の専門用語や数値等を使用した場合は、その意味についても記載ください。 |
| 91 | 公募様式第3 | - | CO2排出量の削減効果について、算出方法に決まりはあるのでしょうか。 | 国際標準ISO等に準拠していることが望ましいですが、決まりはありません。ただし、算出に当たっては、直近3年間のCO2排出量(燃料転換)やベースラインとなるCO2排出量(燃料転換意外)、事業実施後のCO2排出量/排出削減量を記載し、導出過程が明確かつ妥当な条件に基づく算定となっているように記載してください(詳細は、様式第3内の該当ページをご参照ください)。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがあり得ます。 |
| 92 | 公募様式第3 | - | 今回の間接補助事業はPre-FEED及びFEED初期を対象としている認識だが、事業計画としてFEEDの内容まで記載するのでしょうか。 | FEED以降の事業計画の実現性についても審査を行っているため、FEED以降の事業計画についても可能な限り記載ください。 |
| 93 | 公募様式第3 | - | 「ターゲット顧客とその選定理由、申請時点での交渉状況」について、交渉状況とは具体的にどういった内容を記載するのでしょうか。 | 交渉状況として、例えば社内でのオフテイク候補の選定段階、初回接点の設定、定期的な意見交換実施、LOI/契約締結等、現在の検討段階について可能な範囲で記載ください。なお、本間接補助事業は事業者による投資の意思決定及びオフテイク確保を後押しすることを目的としており、必ずしも応募段階でのオフテイクの確保は求めていません。 |
| 94 | 公募様式第5 | - | 推薦状の<全体構想概要>は応募事業者が代筆することは可能ですか。また、どの程度の粒度感で書くことが求められますか。 | 推薦状は選定地方公共団体の本間接補助事業に対するコミットメントを確認する目的で提出いただくため、原則、選定地方公共団体がすべての項目を記載する必要があります。内容については、「GX戦略地域制度」の公募の際に提出いただいた「様式(1)コンピナート等再生型GX戦略地域計画申請書」の全体構想及びその構想と本間接補助事業との関係性について整理いただくことを想定しております。 |
| 95 | その他 | - | 「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」について、「出資者」は株主を指している認識で良いでしょうか。また、株主上位何位までなどあれば知りたいです。なお、役員とは出資者の役員のことでしょくか。 | 出資者は株主を指しており、株主の出資比率上位10社名の提出が必要となっております。その際、あわせて各株主の出資割合を併記してください。また、当資料の役員の一覧には貴社の役員が記載されている資料をご用意ください。 |
| 96 | - | - | 補助金が支払われた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどういった名目でしょうか。 | 補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。 |